

第4編

サービスを円滑に 提供するために

2040年を見据え、安心して介護できる環境づくりを進めます。

第1章 2040年を見据えた基盤整備 (低負担でも入所できる施設整備等の推進)

- 第1節 介護者支援の推進
- 第2節 施設・居住系サービスの整備
- 第3節 地域密着型サービスの整備

第2章 安心して介護サービスが受けられるための環境づくり

- 第1節 サービス提供体制の確保
- 第2節 介護人材の確保と育成
- 第3節 積極的な情報提供の実施
- 第4節 介護支援専門員への支援と連携
- 第5節 介護給付適正化
- 第6節 苦情処理体制の充実
- 第7節 相談体制の充実
- 第8節 災害や感染症対策に係る体制整備

第3章 計画推進体制の整備

- 第1節 事業者及び関係機関との連携の強化
- 第2節 市民参加による施策の推進
- 第3節 市の推進体制の連携強化

第4章 介護保険サービスの見込み量

- 第1節 介護保険サービス事業量の見込み
- 第2節 介護保険サービス費用の見込み
- 第3節 地域支援事業の事業量及び費用の見込み

第5章 財源構成と介護保険料

- 第1節 財源構成と財政推計
- 第2節 第1号被保険者の介護保険料

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 1 章	2040 年を見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）
第 1 節	介護者支援の推進
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

<p>■ 現状と課題</p> <p>介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担を軽減することにあります。</p> <p>制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もありますが、精神的なストレスがたまっている、日中に家を空けるのを不安に感じる、介護のために仕事量を調整している（いずれも「高齢者等実態調査より」）など、多くの介護者は何らかの心理的・経済的な負担感や孤立感を感じています。</p>
<p>■ 施策の方向</p> <p>○精神的負担の軽減 認知症カフェ等、介護者同士の交流の場の提供等を行います。</p> <p>○身体的負担の軽減 介護保険サービスの適切な利用促進、家族を介護から一時的に解放するサービスの利用助成を行います。</p> <p>○経済的負担の軽減 高齢者介護手当給付等を行います。</p>

■ 主な取組み

項 目	取 組 み の 概 要
認知症カフェの開設・運営支援	認知症の方と家族、住民等、誰もが気軽に集まり、共に支えあえる場所であるとともに、専門職に相談ができ、必要な支援につながる場、安心できる場として「認知症カフェ」の開設・運営を支援します。
福祉用具等リユースあっせん事業	家庭で不用となった福祉用具・介護用品等を、必要な方に譲りたいという善意に基づき、これらを必要とする家庭との情報の橋渡しをします。
緊急ショートステイ事業	介護者の急病などにより、在宅での介護が困難になるなどの緊急時に、一時的に施設入所とし、介護者の負担を軽減します。
徘徊探知機貸与事業	概ね65歳以上で、徘徊のおそれがある高齢者を介護している家族に、探知機を貸し出します。
高齢者介護手当給付事業	65歳以上で要介護3以上の認定者を、在宅で一定期間介護している方に、介護手当を支給します。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 1 章	2040 年を見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）
第 2 節	施設・居住系サービスの整備
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険施設は、利用者が広域にわたるため、県と連携して松本圏域全体で調整し、整備を進めています。なお、中核市への移行に伴い、すべての事業所の指定は本市が行います。

また、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの整備が進んでおり、高い利用率となっています。介護保険サービスを整備する際は、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの設置状況を考慮します。

給付と負担のバランスを考慮した、施設・居住系サービスの整備に努めます。

■ 施策の方向

○適切な整備の推進

- ・高齢者等実態調査の結果や「低負担でも入所できる施設整備等の推進」という基本方針に基づき、広域型や地域密着型の介護老人福祉施設を整備します。
- ・市内のサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等の整備状況と合わせて適切な整備に努めます。
- ・未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県に情報提供し、質の確保を図ります。

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
低負担でも入所できる介護保険施設の整備	施設転換等による介護老人福祉施設の増床を計画します。
介護保険外サービスの整備	サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの適切な整備状況の把握に努めます。

(単位：床)

区分	令和2年度末 (R2年10月1日現在)	令和3年度 整備数	令和4年度 整備数	令和5年度 整備数	令和5年度末
介護老人福祉施設	742	40	0	0	782
介護老人保健施設	686	0	0	0	686
介護療養型医療施設	0	—	—	—	—
介護医療院	98	0	0	0	98
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	234	0	0	0	234
特定施設入居者生活介護(混合型)	403	0	0	0	403

※介護老人福祉施設（令和2年度末）の床数は、令和2年度中に着工している分を含みます。

※松本市内の介護療養型医療施設は、令和2年度末時点で全て介護医療院へ転換等を行いました。

※特定施設入居者生活介護（混合型）は、養護老人ホーム分94床を除いています。

■ 計画期間の目標

項目	単位	令和2年度末見込 (令和2年10月1日現在)	令和5年度目標
介護老人福祉施設	床	742	782
介護老人保健施設	床	686	686
介護療養型医療施設	床	0	—
介護医療院	床	98	98
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	床	234	234
特定施設入居者生活介護(混合型)	床	403	403

■ 介護保険外サービスの整備

項目	単位	令和2年度末見込 (R2年10月1日現在)
サービス付き高齢者向け住宅	戸	541
住宅型有料老人ホーム	床	983

※サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームについては、見込みであり、総量規制の対象とするものではありません。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 1 章	2040 年を見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）
第 3 節	地域密着型サービスの整備
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、地域ぐるみで支援するため、平成18年4月にできた介護保険サービスの一つです。

本市がサービス事業者の指定を行い、市民だけが利用できます。

本市では、9種類のサービスのうち7種類のサービスが提供されていますが、サービス間で利用状況に大きな差が見られることや、提供されていないサービスの整備が課題となっています。

■ 施策の方向

○適切な整備の推進

- ・日常生活圏域ごとの介護サービス事業所の整備状況を考慮した整備を実施します。
- ・認知症施策の推進や高齢者等実態調査の結果から、今後増加が見込まれる認知症高齢者への対応の必要性を踏まえ、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）を整備します。
- ・在宅介護を推進するための基盤整備として、看護小規模多機能型居宅介護を整備します。
- ・低所得の方が低負担で入所できるサービス基盤整備のため、第7期計画に続き地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）を整備します。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護については、事業者がより参入しやすい環境とするため、随時募集します。
- ・地域密着型通所介護については、平成30年4月の地域密着型通所介護施設の指定に対する保険者の関与強化に係る改正により、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の普及促進の観点から、該当サービス事業の既存地域において、その地域の地域密着型通所介護施設の施設数等の状況を踏まえて、指定の拒否、条件付加等の判断を行い、既存施設の有効活用を図ります。
- ・訪問介護、通所介護等の施設で要介護者と障害者の受入れが可能な共生型サービスについて、関係部局と連携し、支援に努めます。

■ 主な取組み

項目	取組みの概要
均衡のとれた施設整備	施設整備にあたっては、事業者公募の条件などにより未整備地区への整備を誘導します。
在宅介護の推進	市内で初となる看護小規模多機能型居宅介護を整備します。
既存施設の利用率向上	広報などを通じてサービス内容の周知などを行い、施設の利用率向上を図ります。

サービス名	令和2年度末 (R2年10月1日現在)		令和3年度 整備数		令和4年度 整備数		令和5年度 整備数		整備目標最大値(0は目標値)	令和5年度末 見込		備考
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)		施設数	定員(人)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	整備目標値等は、設定しません。事業予定者は公募せず、指定申請は随時受け付けます。
夜間対応型訪問介護	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	整備目標値等は、設定しません。指定申請は、随時受け付けます。
地域密着型通所介護	45	611	—	—	—	—	—	—	(81)	—	—	整備目標値を設定します。指定申請は、随時受け付けます。
認知症対応型通所介護	10	98	—	—	—	—	—	—	—	—	—	整備目標値等は、設定しません。指定申請は、随時受け付けます。
小規模多機能型居宅介護	7	179	0	0	0	0	0	0	(0)	6	158	市町村指定区域を定め、整備目標値を設定し、公募により事業予定者を決定します。 (定員数は、登録定員)
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	1	29	1	29	(58)	2	58	市町村指定区域を定め、整備目標値を設定し、公募により事業予定者を決定します。 (定員数は、登録定員)
認知症対応型共同生活介護	21	324	0	0	0	0	1	18	18	22	342	施設数及び定員は、整備目標最大値です。事業予定者は、公募により募集します。
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	131	0	0	0	0	0	0	0	5	131	施設数及び定員は、整備目標最大値です。事業予定者は、公募により募集します。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	116	0	0	1	29	0	0	29	5	145	施設数及び定員は、整備目標最大値です。事業予定者は、公募により募集します。

※整備目標値は、総量規制の対象となる値ではありません。

※整備目標最大値は、総量規制の対象となる値で、その範囲内で事業者募集（公募）への応募が可能です。

※小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所の指定申請等については、この表の限りではありません。ただし、指定の可否については、事前協議及び（仮称）松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の意見を聞いたうえで決定します。

※小規模多機能型居宅介護の登録定員の変更については、随時受け付けます。

※小規模多機能型居宅介護（令和2年度末）の施設数及び定員数は、令和2年中に着工している分を含みます。

■ 計画期間の目標

項目	単位	令和2年度末見込 (R2年10月1日現在)	令和5年度 目標
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	2	—
夜間対応型訪問介護	施設数	0	—
地域密着型通所介護	施設数	45	—
認知症対応型通所介護	施設数	10	—
小規模多機能型居宅介護	施設数	7	6
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0	2
認知症対応型共同生活介護	施設数／定員	21／324	22／342
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数／定員	5／131	5／131
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数／定員	4／116	5／145

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 1 章	2040 年を見据えた基盤整備（低負担でも入所できる施設整備等の推進）
第 3 節	地域密着型サービスの整備
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 地域密着型サービスの説明

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村が事業者の指定や監督を行うサービスです。事業者が所在する市町村に居住する要介護者が利用対象者となっています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体的に、又は密接に連携しながら定期巡回訪問を行います。また、利用者からの通報により、電話等による対応や訪問等の随時対応を行います。

② 夜間対応型訪問介護

夜間に介護職員が利用者宅を訪問して、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や緊急時の対応等のサービスを提供します。

③ 地域密着型通所介護

定員 18 名以下のデイサービス施設です。日帰りで通い、食事、入浴、機能訓練等のサービスを提供します。

④ 認知症対応型通所介護

認知症の方に対し、日帰りで、食事、入浴、機能訓練等のサービスを提供します。

⑤ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスで、どのサービスを利用しても顔なじみの職員に対応してもらえます。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対応できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスが組み合わせで提供されます。

⑦ 認知症対応型共同生活介護

定員 18 名以下の認知症高齢者グループホームです。認知症の方が少人数で共同生活をし、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供します。

⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険事業者として指定を受けている定員 29 名以下の有料老人ホーム等で、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを提供します。

⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 名以下の小規模特別養護老人ホームです。日常生活に常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や健康管理が受けられます。

日常生活圏域別 地域密着型サービスの整備目標（1）

日常生活圏域	地区	認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
		令和2年度末	整備予定圏域、整備施設数、整備年度			令和2年度末	整備予定圏域、整備施設数、整備年度			令和2年度末	整備予定圏域、整備施設数、整備年度		
			0	0	1		0	0	0		0	1	0
			R3	R4	R5		R3	R4	R5		R3	R4	R5
北 部	岡田	2カ所:27人											
	本郷									○			
	四賀	1カ所:9人											
東 部	第3												
	里山辺	1カ所:18人			1カ所:15人					○			
	入山辺	1カ所:18人											
中 央	第1												
	第2												
	東部			○						○			
	中央												
中 央 北	城北				1カ所:29人				1カ所:29人				
	安原			○									
	城東												
中 央 南	庄内	1カ所:18人								○			
	中山	1カ所:9人											
中 央 西	田川									○			
	鎌田	2カ所:36人				1カ所:29人							
南 東 部	寿	2カ所:36人											
	寿台									○			
	内田												
	松原												
南 部	松南			○						○			
	芳川				1カ所:29人								
南 西 部	神林												
	笹賀	2カ所:36人											
	今井								1カ所:29人				
河 西 部	島内	2カ所:36人			1カ所:29人								
	島立	1カ所:18人							1カ所:29人				
河 西 部 西	新村								1カ所:29人				
	和田												
	梓川	3カ所:27人											
西 部	安曇												
	奈川									○			
	波田	2カ所:36人											
合計	21カ所:324人			1カ所:18人	5カ所:131人				4カ所:116人		1カ所:29人		

※各サービスの整備は、公募によって行います。

※その年度に公募対象とする圏域には○印があります。

※令和2年度末の施設数及び定員数は、令和2年10月1日現在の数字

日常生活圏域別 地域密着型サービスの整備目標（2）

日常生活圏域	地区	地域密着型通所介護			定期巡回・随時対応型訪問介護看護			小規模多機能型居宅介護			看護小規模多機能型居宅介護						
		令和2年度末	整備予定圏域、整備施設数、整備年度			令和2年度末	整備予定圏域、整備施設数、整備年度			令和2年度末	整備予定圏域、整備施設数、整備年度			令和2年度末	整備予定圏域、整備施設数、整備年度		
			-	-	-		-	-	-		0	0	0		0	1	1
			R3	R4	R5		R3	R4	R5		R3	R4	R5		R3	R4	R5
北 部	岡田								1カ所:25人								
	本郷	4カ所:72人	△	△	△	1カ所	△	△	△							○	○
	四賀	2カ所:33人															
東 部	第3	1カ所:10人															
	里山辺	2カ所:28人	△	△	△		△	△	△	1カ所:25人						○	○
	入山辺																
中央	第1																
	第2	2カ所:28人				1カ所											
	東部	1カ所:15人	△	△	△		△	△	△							○	○
	中央																
	白板	2カ所:28人															
中央北	城北																
	安原		△	△	△		△	△	△							○	○
	城東																
中央南	庄内	1カ所:12人								1カ所:25人							
	中山	1カ所:10人	△	△	△		△	△	△							○	○
中央西	田川		△	△	△		△	△	△							○	○
	鎌田	3カ所:46人								1カ所:25人							
南東部	寿	1カ所:18人															
	寿台		△	△	△		△	△	△							○	○
	内田																
	松原																
南部	松南		△	△	△		△	△	△							○	○
	芳川	6カ所:78人															
南西部	神林	3カ所:37人															
	笹賀	2カ所:21人	△	△	△		△	△	△							○	○
	今井																
河西部	島内	2カ所:28人	△	△	△		△	△	△							○	○
	島立	7カ所:92人								1カ所:25人							
河西部西	新村	2カ所:21人															
	和田	1カ所:9人	△	△	△		△	△	△							○	○
	梓川	1カ所:10人								1カ所:29人							
西部	安曇																
	奈川		△	△	△		△	△	△							○	○
	波田	1カ所:15人								1カ所:25人							
合計	45カ所:611人				2カ所				7カ所:179人						1カ所:29人	1カ所:29人	

※各サービスの整備は、公募によって行います。（地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。）

※各マーク（○、△）の説明

○：その年度に公募対象とする圏域です。ただし、同一サービスにおいて複数年度に○印がある場合で、前年度にそのサービスの整備が完了した場合は、次年度の公募対象の圏域から除外します。

△：公募等は行わず、随時指定申請を受け付けます。

※令和2年度末の施設数及び定員数は、令和2年10月1日現在の数字

※小規模多機能型居宅介護は、令和2年度中に着工している分を含みます。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 2 章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
第 1 節	サービス提供体制の確保
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

市民ニーズに対応し、最適な介護サービスを選択できる施設を整えるなど、介護サービス提供体制の確保に努める必要があります。

今後も、高齢者人口の増加が見込まれることに伴い、介護ニーズも増加することから、必要とされる介護人材数の増加が見込まれます。高齢者が安心して地域で暮らし続けられるためには、質・量の両面から介護人材の確保が求められます。

■ 施策の方向

○介護サービスの基盤整備

- ・在宅生活を支えるサービスを整備します。
- ・介護離職ゼロの実現を目指します。
- ・低負担でも入所できる施設整備の推進のため、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）の整備を図ります。

○介護サービス事業者への支援

- ・事業者に対し、施設整備に係る補助金の支給や人材育成等の情報提供などの支援を行います。

○介護人材の育成と確保

- ・国・県と連携して、介護人材の確保に取り組みます。
- ・多くの人に介護を身近なものとして捉えてもらうとともに、それぞれの立場で介護を考えるよう啓発を行います。
- ・介護に携わる全ての人々が、やりがいや働きがいを持てるように、また、若い世代にも介護や福祉に興味を持ってもらえるように関係機関と連携を図ります。

■ 主な取組み

項 目	取 組 み の 概 要
地域密着型サービスの公募による事業者の指定	「看護小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設」については、適切なサービス施設の確保とサービスの質の向上を図るため、公募による事業者の指定を行います。
地域密着型サービス事業者の指定に係る関係者の意見の反映	地域密着型サービス事業者の指定に当たっては、必要に応じて有識者等の外部委員で構成された（仮称）松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会による意見を反映させます。
事業者への情報提供	要介護者の増加とその多様なニーズに対応するよう、参入を計画している事業者に対して、要介護高齢者の介護度分布などの情報を積極的に提供します。
事業者への支援	広報活動を通じて、介護サービス事業者の人材の確保・養成の取組みを支援し、福祉・介護サービスの重要性などについての啓発に努めます。
在宅サービス量の確保	在宅を望む利用者のニーズに応える地域密着型サービスの適切な施設整備に努めます。
国・県との連携	国・県が行う介護人材の育成や確保の施策と連携・協調した取組みを行います。
介護人材確保に関する体制強化	県、養成学校、ハローワーク等の関係機関と連携し、介護人材確保に努めます。
生活支援の支え手の確保	元気高齢者や潜在有資格者等が、高齢者の生活支援の支え手として関わってもらえるように取り組みます。
いい介護の日にあわせた啓発活動	いい介護の日である11月11日を中心に、介護について身近に感じてもらう取組みを行います。（広報による啓発活動、介護川柳の募集、公用車へPRマグネットの貼付等）

リハビリテーションサービス提供体制

介護保険法の目的においては、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと」と、同法の第4条においては、国民は「要介護状態になった場合においても進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする」ことが、規定されており、予防・重度化防止の観点からも、「リハビリテーションサービスの提供」は重要です。

◇本市の現状

(1) 要介護度別認定率

要介護度別認定率を比較すると、要支援1・2の軽度認定者が多い。

		全国	長野県	松本市
認定率（要支援1）	(%)	2.6	1.9	2.2
認定率（要支援2）	(%)	2.6	2.3	3.8
認定率（経過的要介護）	(%)	0.0	0.0	0.0
認定率（要介護1）	(%)	3.8	3.8	3.2
認定率（要介護2）	(%)	3.2	2.9	3.4
認定率（要介護3）	(%)	2.5	2.3	2.5
認定率（要介護4）	(%)	2.3	2.4	2.3
認定率（要介護5）	(%)	1.6	1.7	1.8
合計認定率	(%)	18.6	17.2	19.1
認定者数（要支援1）	(人)	937,144	12,464	1,469
認定者数（要支援2）	(人)	928,672	15,246	2,520
認定者数（経過的要介護）	(人)	0	0	0
認定者数（要介護1）	(人)	1,361,665	24,720	2,115
認定者数（要介護2）	(人)	1,138,732	18,678	2,257
認定者数（要介護3）	(人)	880,052	15,010	1,643
認定者数（要介護4）	(人)	823,948	15,588	1,566
認定者数（要介護5）	(人)	582,509	10,839	1,174
合計認定者数	(人)	6,652,722	112,545	12,744
第1号被保険者数	(人)	35,705,284	653,155	66,890

(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

(2) リハビリテーションサービスの施設・事業所数（認定者1万人あたり）

		全国	長野県	松本市
サービス提供事業所数（訪問リハビリテーション）[認定者1万対]	(事業所[認定者1万対])	7.77	10.35	9.61
サービス提供事業所数（通所リハビリテーション）[認定者1万対]	(事業所[認定者1万対])	12.66	13.59	11.21
サービス提供事業所数（介護老人保健施設）[認定者1万対]	(施設[認定者1万対])	6.73	8.82	7.21
サービス提供事業所数（介護医療院）[認定者1万対]	(施設[認定者1万対])	0.23	0.27	0.80
サービス提供事業所数（短期入所療養介護（老健））[認定者1万対]	(事業所[認定者1万対])	6.09	8.28	5.60
サービス提供事業所数（短期入所療養介護（介護医療院））[認定者1万対]	(事業所[認定者1万対])	0.06	0.09	0.80

(時点) 平成30年(2018年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」および厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

全国・長野県平均と比較すると比較的少ない。

(3) リハビリテーション専門職の数

		全国	長野県	松本市
従事者数（理学療法士）（リハビリテーションサービス）[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	29.42	34.07	32.23
従事者数（作業療法士）（リハビリテーションサービス）[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	16.35	19.62	22.56
従事者数（言語聴覚士）（リハビリテーションサービス）[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	3.06	3.63	4.83

全国・長野県平均と比較すると比較的多い。

(4) リハビリテーションサービスの利用率

訪問リハビリテーション

		全国	長野県	松本市
要支援1	(%)	0.09	0.25	0.31
要支援2	(%)	0.22	0.64	1.31
要介護1	(%)	0.30	0.72	0.53
要介護2	(%)	0.42	0.92	1.53
要介護3	(%)	0.29	0.58	0.91
要介護4	(%)	0.24	0.51	0.93
要介護5	(%)	0.20	0.40	0.64
合計	(%)	1.77	4.02	6.15

通所リハビリテーション

		全国	長野県	松本市
要支援1	(%)	1.03	0.94	0.92
要支援2	(%)	1.56	1.73	1.87
要介護1	(%)	2.23	2.52	1.50
要介護2	(%)	2.12	2.18	2.50
要介護3	(%)	1.12	1.19	1.30
要介護4	(%)	0.64	0.78	0.90
要介護5	(%)	0.28	0.31	0.39
合計	(%)	8.96	9.65	9.39

(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

訪問・通所ともに全国・長野県平均と比較すると比較的多い。

(5) 自立支援に取り組むリハビリテーションサービスの提供状況

		全国	長野県	松本市
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数(訪問リハビリテーション)[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	15.24	25.34	47.77
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数(通所リハビリテーション)[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	146.11	91.17	127.76
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数合計[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	161.35	116.51	175.52

(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」および厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

訪問・通所ともに比較的多く、より自立支援に即したサービスが提供されていると考えられる。

		全国	長野県	松本市
短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数(訪問リハビリテーション)[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	8.42	16.51	36.55
短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数(通所リハビリテーション)[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	32.43	31.03	13.78
短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数(介護老人保健施設)[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	93.60	156.13	77.62
短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数(介護医療院)[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	1.90	3.69	20.93
短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数(合計)[認定者1万対]	(人[認定者1万対])	136.36	207.36	148.88

短期集中型のリハビリテーションは県平均より低い。

◇分析

認定者のうち、軽度者の割合が高く、軽度者の介護予防及び自立支援に向けて、リハビリテーションサービスを含めた取組みの充実が必要です。

リハビリテーションサービスの事業所数は決して多くはないが、専門職数や利用率及び加算の状況は県や国よりも概ね高く、今後も増加するであろう需要に対応できるようサービス体制の維持・拡充が必要です。

◇今後

限られた資源を効率的に活用するため、専門職の連携をこれまで以上に強化します。

専門職との連携を通じ、効果的なサービスの提供体制の周知・普及を進め、介護人材については、「地域医療介護総合確保基金」等を活用しながら、関係機関と連携し、安定的な確保を目指します。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 2 章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
第 2 節	介護人材の確保と育成
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材の不足が課題となっています。国は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、約34万人の介護人材の不足が生じると推計しており、人材確保の継続的な取組みが必要です。

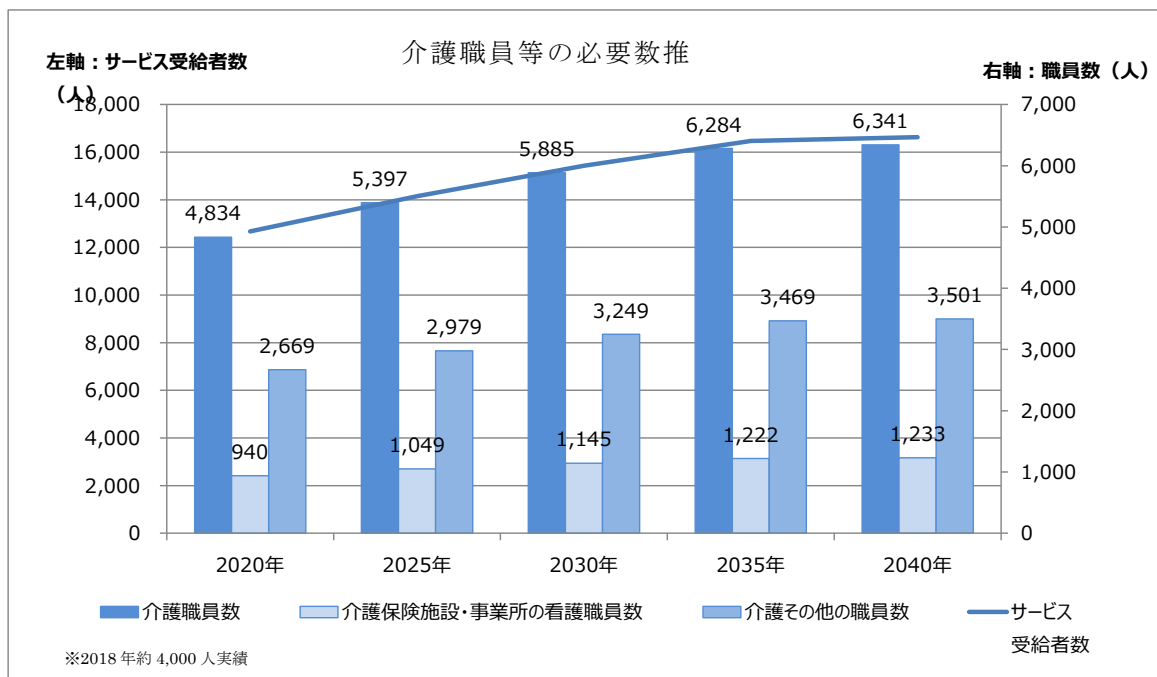
本市の高齢化率は今後も上昇が見込まれ、介護需要がさらに拡大することが想定されます。下記推計によると、現状（2018年）約4,000人の介護職員数は、2040年には「6,341人」に達する見込みであることから、介護人材のさらなる確保と質の向上が喫緊の課題です。

◇介護職員等の必要数推計

サービス受給者数に配置率を乗じることにより、将来の介護職員等の必要数を簡易に推計したものです。（県実施：介護人材需給推計ワークシート需要推計シート）

配置率の増減率（％）		介護職員数	介護保険施設・事業所の看護職員数	介護その他の職員数
参考	2018年 全国	38.1	7.4	21.1

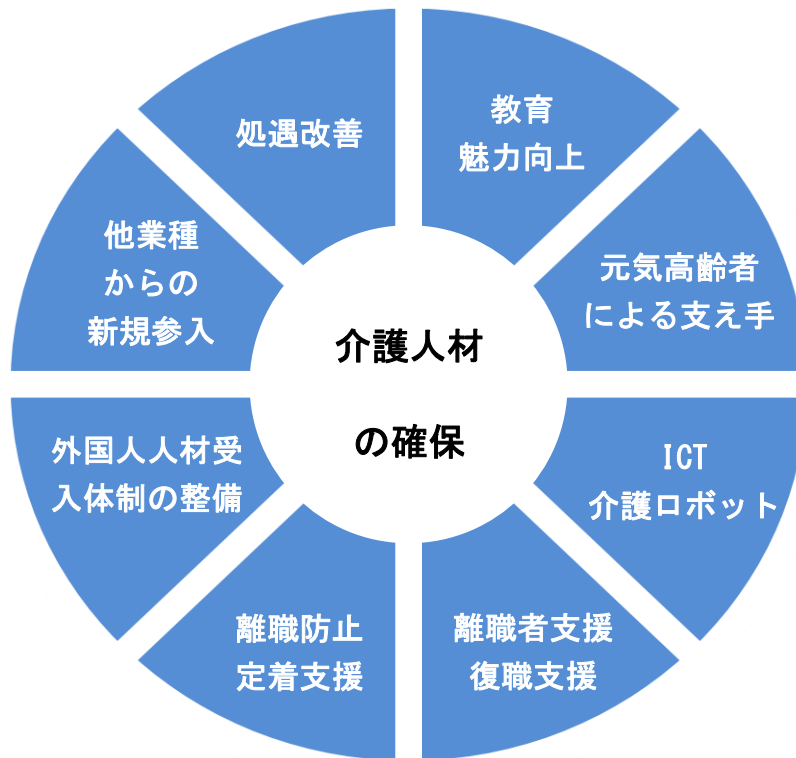
※看護職員は、介護保険施設・事業所に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師を対象



■ 施策の方向

介護職に就いた人が、長く働けるようにする定着への支援、介護人材の質の向上など、介護人材の確保に向けた総合的な取組みが必要です。

本市では、ハローワークや県と連携し、適切な情報提供を行うとともに、地域全体のスキルアップを図り、人材の確保、定着、育成に向け下記事業等の実施を検討します。



■ 主な取組み

項目	取組みの概要
生涯現役促進事業	シニア世代（おおむね55歳以上）の就労促進を目的とした「松本市生涯現役促進協議会」を設置し、年齢に関わりなく働く意欲のあるシニア世代が、生き生きと働くことができる生涯現役社会の実現に向け、長野労働局、ハローワーク及び、関係団体と協力のもと、各種事業を展開していきます。 各種ニーズ調査、相談窓口設置、事業所訪問、高齢者の就労啓発セミナー、事業主啓発セミナー開催などの活動を行います
ハローワークとの連携	『「かいご」の「しごと」を応援します』という特設ページを市のホームページ上に設け、介護福祉士や社会福祉士等の方（目指す方）への奨学金制度・各種貸付金制度や県の人材育成制度の紹介等、情報提供を積極的に実施します。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 2 章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
第 3 節	積極的な情報提供の実施
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題	
<p>介護の仕方が分からず高齢者を虐待したり、介護のために離職を余儀なくされ、生活に影響を及ぼしたりすることなどがないように、利用者及び家族が安心してサービスを利用するうえで必要な介護保険制度や介護サービス事業者の情報を分かりやすく提供することが必要です。</p>	
■ 施策の方向	
<p>○分かりやすい情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスを、より使いやすいものとするために、市民に分かりやすい情報提供を積極的に行っていきます。 	
■ 主な取組み	
項 目	取 組 み の 概 要
出前講座の実施	職員等担当者が地域や職域へ出向き、介護保険制度や高齢者のための福祉サービス等について説明します。
介護サービス事業者情報の提供	「介護保険等事業所一覧」を作成し、ホームページや冊子により、正確な情報提供に努めます。
介護保険制度の分かりやすい情報提供	介護保険制度を始めとした高齢者福祉施策の情報等について、ホームページ、高齢者福祉と介護保険のしおりなどにより、分かりやすく情報提供することに努めます。
地域包括支援センターによる情報提供	平常業務や地区活動において、介護保険サービスの情報を市民に分かりやすく周知します。 民生委員・児童委員、健康づくり推進員等の各種団体の協力を得ながら、地域包括支援センターの認知度の向上を図ります。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 2 章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
第 4 節	介護支援専門員への支援と連携
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

介護支援専門員は、介護保険制度の中で、高齢者が自立した日常生活を営むのに必要な支援を行う専門職として、さらに介護保険制度を運用する要として、重要な役割を担っています。要支援・要介護等の高齢者や医療の必要な高齢者が、できる限り在宅で生活できるように、高齢者の自立支援や重度化防止の観点から、その人に適切な介護サービス、保健医療サービス、インフォーマルサービス等を提案し支えていくことが、これまで以上に求められています。介護支援専門員の資質やケアマネジメントの質の向上が課題となっています。

■ 施策の方向

○介護支援専門員の資質向上

要介護高齢者の尊厳の保持を旨とした自立支援を実現していくためには、介護支援専門員による適切なケアマネジメントが必要であり、その質の向上に取り組めます。

介護支援専門員が質の高いケアマネジメントを提供できるように環境整備を行うとともに、介護支援専門員に対し個別の支援を行います。また、研修会やケアプラン点検等を通じて介護支援専門員の資質向上を図ります。

居宅介護支援事業者の指定権限が市に移譲されたことから、居宅介護支援事業者と保険者との関わりがより大きくなったことを生かして、介護支援専門員への支援と連携を更に充実させていきます。

■ 主な取組み

項 目	取 組 みの 概 要
ケアプラン点検	利用者の自立支援に資する適正なケアプランであるかに着目した、ケアプラン点検を実施します。 また、リハビリテーション職等の専門職を交えたケアプラン作成及び点検方法の研究を行います。
指定居宅介護支援事業者の指定	基準を満たした事業者を指定居宅介護支援事業者として指定します。適切なケアマネジメントの実施に向けて、指定居宅介護支援事業者に対して必要な指導を実施します。
包括的・継続的マネジメント支援	医療・介護に関わる専門職を中心とした多職種による連絡会や研修会の実施等により連携を強化します。 介護サービスのみでなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるように、地域の関係者を含む多職種連携研修等を行います。
地域ケア会議の開催	多職種や関係機関等が参加する地域ケア会議（個別地域ケア会議・自立支援型個別ケア会議）を開催し、自立支援・重度化防止の視点での検討や個別課題解決の積み重ね、ネットワーク構築などにより、介護支援専門員の資質向上やケアマネジメント支援を行います。

■ 計画期間の目標

項目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
ケアプラン点検の実施	件	9	60
個別地域ケア会議の開催	回	35	70
自立支援型個別ケア会議での検討数	件	22	36

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 2 章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
第 5 節	介護給付適正化
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

高齢者等が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するためにも、介護給付の適正化事業に取り組んでいくことが重要です。

■ 施策の方向

○効果的な適正化事業の推進

国の「介護給付適正化計画」に関する指針や長野県介護給付適正化計画に基づき、様々な機会を通じてサービス提供事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きかけながら、効果的な適正化事業の推進を図ります。

具体的には「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合及び縦覧点検」を重点的に実施します。また、指導監督部門との情報共有により、効果的な介護給付の適正化を推進します。

■ 主な取組み

項 目	取 組 み の 概 要
要介護認定の適正化	より適切かつ公平な要介護認定を実施するため、訪問調査後に認定調査票の点検を行います。また、介護認定審査会を運営している松本広域連合の研修や県の研修、本市独自の研修によって、認定調査員の資質向上を図るとともに、要介護認定の申請者に対しては、要介護認定の仕組み等について十分な説明を行います。
ケアプラン点検	居宅介護支援事業所を訪問し、利用する介護サービスの必要性が明確に示されているかどうかに着目して、居宅介護サービス計画書（ケアプラン）を作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）と保険者の双方での点検を実施します。 また、ケアマネジャーが作成したケアプランについて、専門的知識を持った職員及び外部専門家による改善点の検討を行い、自立支援に資するケアプランの作成を推進します。
住宅改修等の点検	住宅改修について、事前に住宅改修が必要な理由や内容の点検を行います。また、工事の完了後には実績の確認を行います。その他、必要に応じて訪問による実態確認を行います。 福祉用具購入・貸与について、適切な福祉用具の利用に向けて必要に応じて事業者等に確認を行います。
医療情報との突合及び縦覧点検	国民健康保険団体連合会（国保連合会）の介護給付適正化システムから提供された医療保険と介護保険の情報を突合して、請求誤り等を早期に発見します。また、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。
介護給付算定相談票（確認票）の活用	長期間のショートステイ利用や同居家族がいる場合の生活援助等の介護サービスについては、ケアマネジャーから介護給付算定相談票（確認票）を提出してもらい、適正なサービス提供となるよう保険者としての判断や確認を行います。
介護保険派遣相談員の派遣	介護保険事業所への訪問活動を通じて、利用者からサービスに対する不平や不満を聞き取り、事業者へ橋渡しします。苦情の発生を未然に防ぎ、介護サービスの質の向上を図ります。
事業者への指導・監査の実施	対象となる介護サービス事業者への指導や監査を通じて、サービスの質の向上と不正請求防止を図ります。また、県と連携、協力を図ります。

■ 計画期間の目標

項目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
認定調査票の点検	件	全件実施	全件実施
ケアプラン点検の実施	件	9	60
住宅改修の改修前後の写真及び工事見積書の確認	件	全件実施	全件実施
医療情報との突合及び縦覧点検	件	帳票の全件の確認実施	帳票の全件の確認実施
介護保険派遣相談員の派遣	回	0	1,536

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から介護保険派遣相談員の活動を休止

■ 介護給付適正化計画の目標

項目	単位	令和2年度末見込	平成3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標
認定調査票の点検	件	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施
ケアプラン点検の実施	件	9	60	60	60
住宅改修の改修前後の写真及び工事見積書の確認	件	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施
医療情報との突合及び縦覧点検（適正化システムから出力された帳票の確認）	件	帳票の全件の確認実施	帳票の全件の確認実施	帳票の全件の確認実施	帳票の全件の確認実施
介護保険派遣相談員の派遣	回	0	1,536	1,536	1,536

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 2 章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
第 6 節	苦情処理体制の充実
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

利用者等からの苦情は、サービス改善の契機として捉え、サービスの質の向上をさせる重要な機会です。各サービス事業者には、利用者及びその家族からの苦情受付窓口の設置をする等、必要な措置を講じることが求められています。

本市では、利用者にとって身近な、介護保険サービスの第一的な苦情受付窓口となり、利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しています。

また、県や国民健康保険団体連合会（国保連合会）と連携しながら、必要に応じてサービス事業者に指導等を行っています。

■ 施策の方向

○関係機関との連携

サービス事業者や関係機関とも連携しながら苦情の解決に努めるとともに、内容に応じて国保連合会への苦情申立てにつなぎます。

○介護保険派遣相談員の派遣

介護保険派遣相談員を介護保険事業所へ派遣し、利用者の声を聞き取ります。介護保険派遣相談員は、利用者から聞き取った内容を介護保険事業所へ伝え、利用者と介護保険事業所が問題を解決していけるように橋渡し役を務めます。

■ 主な取組み

項 目	取 組 み の 概 要
介護保険派遣相談員	介護保険事業所への訪問活動を通じて、利用者からサービスに対する不平や不満を聞き取り、介護保険事業所へ橋渡しします。苦情の発生を未然に防ぎ、介護サービスの質の向上を図ります。
各サービス事業者との連携	利用者及び家族から苦情を受け付けた場合には、事実関係を確認し、必要に応じて、サービス事業者等への連絡や調整等の対応を行います。
国民健康保険団体連合会 (国保連合会)	苦情申立者の居住地とサービス事業所の所在地が異なる場合や高度な法律解釈等を求められる場合等には、国保連合会と連携を図り対応します。 また、国保連合会による調査、指導及び助言を必要とするときは、国保連合会に苦情申立てを行うことができることを助言します。

■ 計画期間の目標

項目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
介護保険派遣相談員の派遣	回	0	1, 536

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から介護保険派遣相談員の活動を休止

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 2 章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
第 7 節	相談体制の充実
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

各地区では、民生委員・児童委員、町会、福祉ひろば等で困りごとの相談に応じ、高齢福祉課、西部福祉課、地域包括支援センターへつなげ、地区と専門職とが連携して様々な相談に応じています。

また、高齢福祉課に「介護110番」（電話相談）を設置し、緊急時等の相談にも応じています。

平成28年4月から地域包括支援センターを12カ所に拡充したことで、身近な相談機関として、よりきめ細やかな相談対応が可能となり、相談件数は年々増加しています。

高齢者やサービス利用者の増加に伴い、複合的で複雑な相談が更に増えることが想定されるため、適切に対応できるよう、相談体制の充実が必要です。

■ 施策の方向

- 相談体制の充実
 - ・ 地域包括支援センターの相談体制と機能強化に努めます。
- 地区担当ケースワーカーの配置
 - ・ 高齢福祉課、西部福祉課に地区担当ケースワーカーを配置して、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかな個別支援を実施します。

■ 主な取組み

項 目	取 組 み の 概 要
介護110番の設置	高齢福祉課に直通で電話がつながる「介護110番」を設置し、住民の身近な相談窓口として専門職等が相談に応じます。
相談体制の充実	身近な地域の相談窓口として、地域包括支援センター等で、市民の健康・介護・生活などに関する相談に応じます。
相談窓口の周知	地域包括支援センターの円滑な利用を図るため、センターの役割や取組みについて、積極的な広報に努めます。
地域包括支援センターの支援体制確保	相談件数の増加や認知症や生活支援、権利擁護等の様々な相談に対応するため、引き続き支援体制を確保します。
民生委員・児童委員による見守り相談	相談支援機関とのつなぎ役として、社会福祉の精神をもって接し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をめざして活動します。
困難事例への対応	地域包括支援センターや地区担当ケースワーカーなどの行政機関が必要に応じて弁護士等と連携し、法的根拠を基に迅速な対応をします。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 2 章	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり
第 8 節	災害や感染症対策に係る体制整備
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

地震、火災に加え、風水害や土砂災害の発生が懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、本市でも災害・感染症対策に係る体制を整えることが重要です。

災害時における要配慮者（高齢者や障害のある方等）の安全を確保するための体制整備や社会福祉施設等への非常災害対策整備に係る支援に努めます。

また、介護サービス事業所等において、新型コロナウイルスをはじめとした感染症の予防及び発生した場合の対応に関する計画策定の支援を行うとともに、その事業所において感染者が発生した場合でも利用者に必要最低限のサービス提供が可能となる支援・連携体制の整備に努めます。

その他の非常時においても、高齢者が必要な介護サービスが受けられるように、介護サービス事業所や関係部局と連携した体制整備を進めます。

■ 施策の方向

○ 非常時に備えた体制整備

- ・介護サービス事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修会の開催、訓練の実施等に努めます。
- ・関係部局と連携して、介護サービス事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備することに努めます。
- ・市、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築することに努めます。

■ 主な取組み

項 目	取 組 み の 概 要
応援職員の派遣体制の構築	災害発生時や新型コロナウイルス感染症の発生などにより、介護施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する介護施設等に他の介護施設等から応援職員を派遣し、介護施設等のサービス提供を継続します。
災害発生時や感染症発生時の介護施設等での対応にかかわる研修等の開催	自然災害が発生した際や、新型コロナウイルス感染症等が発生した際の介護施設等での対応について、市が外部の講師を招待して研修等を開催するなどの学習の場を提供します。
福祉避難所	災害時に特別な配慮を必要とする要配慮者（高齢者や障害のある方等）が、安心・安全に避難生活を送ることができるように、福祉避難所の拡充に取り組んでいきます。
避難行動要避難者名簿	災害発生時に支援が必要となる高齢者や障害者等を支援するため、個人情報の外部提供に対する拒否の申し出がない限り、名簿情報を平常時から町会や民生委員など避難支援に携わる者に提供し、地区の実情に合わせた見守り体制づくり等を支援します。
介護施設等への感染症対策にかかわる物資の配布	新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止の観点から、市がマスク等の感染症対策に関わる物資を購入するとともに、集団感染が発生した介護施設等に対して配布を行います。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 3 章	計画推進体制の整備
第 1 節	事業者、関係機関等との連携の強化
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題
<p>高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して自立した生活ができることを願い、地域、医療機関、介護サービス事業者、地域包括支援センター、行政機関等がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが重要です。</p>
■ 施策の方向
<p>行政が責任主体となり、その体制の整備や運営上の指導性を発揮することが求められており、令和3年4月1日の中核市移行も踏まえ、事業者や関係機関との連携強化を進めていきます。</p>

■ 主な取組み	
項 目	取 組 み の 概 要
健康づくり推進員との連携	地域における健康づくりの実践者として、各地区において生涯に渡る健康づくりの取組みを推進している健康づくり推進員との連携を深め、地域福祉の推進を図ります。
体力づくりサポーター育成事業	地域で体力づくりを継続する仕組みづくりを進めるため、体力づくりサポーターを育成し、活動を支援します。
地区支援企画会議	地域活動の支援の充実を目的に、地域づくりセンター、公民館、福祉ひろば等、様々な地区の機関等で構成される「地区支援企画会議」が、各地区の地域ケア会議の実施等を支援します。
松本市地域包括ケア協議会	「地域包括ケアシステム」の構築及び推進を目的に、多職種が連携した「松本市地域包括ケア協議会」を設置し、情報共有・連携をさらに強化していきます。
町会との連携	住民自らが、地域でより良い生活を送るために、様々な活動を行っている町会との連携を更に深め、地域福祉の推進を図ります。
医療機関との連携	医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を更に深め、保健・医療・福祉のサービスが総合的に提供できるように努めます。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 3 章	計画推進体制の整備
第 2 節	市民参加による施策の推進
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

■ 現状と課題

本市では、多様な市民の意見を反映し、市民の視点を生かした施策を行うために、条例により松本市健康福祉 2 1 市民会議を設置し、保健・福祉計画等の審議・提言機関として、計画の立案段階から市民参加による取組みが行われてきました。

地域での相談窓口である地域包括支援センターについては、公正・中立性を確保し、その円滑な運営を図るため、松本市地域包括支援センター運営協議会（保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者、公募委員等により構成）を設置しています。

また、本市における地域密着型サービスの質を確保するため、指定等の協議を行う地域密着型サービス運営協議会は、地域包括支援センター運営協議会と一体的に開催することで、その運営に市民の声が反映されてきました。

■ 施策の方向

本市は、令和 3 年 4 月 1 日に中核市に移行します。自治体としての市の権限が強化され、よりきめ細やかで地域の実情に沿った住民サービスを提供できるようになります。

中核市移行に伴い、各種協議会等が再編されることとなります。

計画の策定や進行管理、施策の推進に当たり、引き続き市民参加による幅広い声を反映させたものとしします。

■ 主な取組み

項 目	取 組 み の 概 要
(仮称) 松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	公募委員を含む市民参加型会議に、介護保険をはじめとする高齢者福祉事業の実施状況等の協議及び報告を行い、各事業の進行管理、課題検討を進めます。
松本市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置や運営に関する事項について協議を行い、センター運営の公平性・中立性の確保を図ります。 (保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者、公募委員等)
市民からの意見、提言の募集	広報まつもとやホームページ、出前講座や地区事業の場などで、介護保険等に関する情報提供を積極的に行い、市民からの意見や提言を受け課題把握等に努めます。

第 4 編	サービスを円滑に提供するために
第 3 章	計画推進体制の整備
第 3 節	市の推進体制の連携強化
細 節	

※細節は、節を細分化する場合記入してください。

<p>■ 現状と課題</p>
<p>第 8 期計画は、第 6 期計画及び第 7 期計画で進めている取組みを充実・強化し、松本市第 1 1 次基本計画を始め、関連する諸計画と整合が取れた計画とするために、第 6 期計画及び 7 期計画の評価を検証し、課題の整理を行い、今後の方向性について協議し、策定しました。</p> <p>また、「地域包括ケアシステム」を推進するために、「松本市地域包括ケア庁内推進会議」を設置し、松本市地域包括ケア協議会と連携して地域包括ケアシステムの構築に係る施策の総合的な企画及び調整に取り組みます。</p>
<p>■ 施策の方向</p>
<p>中核市への移行に伴い、各種協議会等が再編されますが、引き続き、部局横断の庁内会議等で協議するなど、施策の総合的な企画及び調整に取り組みます。</p>